

【法人県民税・法人事業税・特別法人事業税・地方法人特別税の納付書の記入について】

都道府県コード ① 法人県民税 領収証書 (※) 210005 岐阜県 都道府県 ② 加入者 ③ 所在地及び法人名 ④										
事務所	税目	年度	課税番号	期別	申告区分					
⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪				
納付区分						⑬				
事業年度又は最終事業年度						⑭				
法人税別額	01	日	月	年	日	月	年	日	月	年
法人県民税	02									
所得割	03									
計	04									0
法人事業税	05									
付加価値税	06									
資本割	07									
法人県民税	08									
特別法人事業税又は地方法人特別税	09									
計	10									0
所得割	11									
減少申告加算金	12									
不申告加算金	13									
増加算金	14									
計	15									0
合計額	16									0
納期限 ⑬						⑭				
課税事務所 ⑮						⑯				
上記のとおり領収しました。(納税者保管)						⑰				
この納付書は税金(領収証書、納付書、領収済通知書)となっていますので2枚ともに提出してください。						⑱				

- 【納付書の必要記入事項（記入漏れのないようにしてください）】
- ①都道府県コードは「210005」、都道府県は「岐阜県」とご記入ください。
 - ②口座番号および加入者は主たる事務所の所在地によって異なりますので、下記【表1】をご参照のうえご記入ください。
 - ③所在地及び法人名をご記入ください。
 - ④課税事務所は主たる事務所の所在地によって異なりますので、下記【表1】をご参照のうえ対応する事務所コードをご記入ください。
 - ⑤税目は「31」とご記入ください。
 - ⑦年度は、申告した税金について納付する場合、元号（令和）の表記を「5」としていただき、申告書を提出した日の属する年度を和暦でご記入ください。
過年度の事業年度に係る修正申告については、申告書を提出した日の属する年度をご記入ください。
(例：令和5年度の場合は「505」)
 - ⑧課税番号は、岐阜県で定めた各法人固有の10桁の番号をご記入ください。
課税番号が不明な場合は、課税事務所にご連絡ください。
※課税番号が誤っていた場合、納税の確認ができなかったり、課税番号に記載された法人の納税として取り扱われる場合がありますので、お間違のないようご記入ください。
 - ⑨期別は、元号（令和）の表記を「5」としていただき、事業年度の始期を和暦でご記入ください。
(例：令和5年4月1日の場合は「5050401」)
 - ⑩申告区分は、下記【表2】をご参照のうえ申告納付の区分に応じた区分別コードをご記入ください。
 - ⑪納税者区分は「01」とご記入ください。
 - ⑫納付区分は「01」とご記入ください。
 - ⑬事業年度は、計算期間の始期と終期を和暦でご記入ください。
(例：事業年度が令和5年4月1日から令和6年3月31日までの場合は、「R5.04.01」から「R6.03.31」まで)
 - ⑭申告区分は、下記【表2】をご参照のうえ申告納付の区分に応じた名称をご記入ください。
 - ⑮納付する税額をご記入ください。
最下部の合計額は必ずご記入ください。合計額を訂正した場合、その納付書は使用できませんので、お手数ですが再度作成ください。
 - ⑯納付する税金の納期限を和暦でご記入ください。
 - ⑰下記【表1】をご参照のうえ、課税事務所をご記入ください。
 - ⑱指定金融機関名は「(株)大垣共立銀行」とご記入ください。
 - ⑳取りまとめ店は「ゆうちょ銀行 名古屋貯金事務センター」とご記入ください。

- 【納付場所】
- この納付書により納付ができる場所は、下記のとおりです。
- ※QRコードが付いた納付書により納付できる場所とは異なりますので、ご注意ください。
- (1) 岐阜県内の銀行、信用金庫、東海労働金庫、信用組合、岐阜県信用農業協同組合連合会及び農業協同組合の本店、支店、支所または出張所
 - (2) 岐阜県外の大垣共立銀行及び十六銀行の支店、北陸銀行中村支店並びにみずほ銀行、三菱UFJ銀行及び三井住友銀行の本店又は支店
 - (3) 岐阜県、愛知県、三重県及び静岡県内のゆうちょ銀行の支店その他の営業所及び同行の委託を受けて銀行代理業を営む郵便局（納期限内に納付される場合に限る。）

【表1】

主たる事務所の所在地	課税事務所	事務所コード	口座番号	加入者
岐阜市、羽島市、各務原市、山県市、瑞穂市、本巣市、羽島郡(岐阜町、笠松町)、本巣郡(北方町)	岐阜県事務所	0 1	00840-5-960357	岐阜県岐阜県事務所
大垣市、海津市、養老郡(養老町)、不破郡(垂井町、関ヶ原町)、安八郡(神戸町、輪之内町、安八町)、揖斐郡(揖斐川町、大野町、池田町)	西濃県事務所	0 2	00860-8-960359	岐阜県西濃県事務所
関市、美濃市、美濃加茂市、可児市、郡上市、加茂郡(坂祝町、富加町、川辺町、七宗町、八百津町、白川町、東白川村)、可児郡(御嵩町)	中濃県事務所	0 3	00800-3-960361	岐阜県中濃県事務所
多治見市、中津川市、瑞浪市、恵那市、土岐市	東濃県事務所	0 4	00890-1-960360	岐阜県東濃県事務所
高山市、飛騨市、下呂市、大野郡(白川村)	飛騨県事務所	0 5	00830-7-960364	岐阜県飛騨県事務所

【表2】

申告区分	区分別コード
予定申告	310100
中間申告	310200
見込納付	310800
確定申告	311100
修正申告	311200